

両立支援制度一覧

妊娠

制度名	制度の概要
時間外・休日・深夜勤務・変形労働時間制の免除	妊娠婦は、時間外労働、休日労働、深夜労働及び変形労働(シフト勤務を含む)の免除を申請することができます。
保健指導・健康診査	勤務時間内に母子保健法の規定による保健指導又は健康診査を受けることができます。
休息・補食のための休憩	母胎・胎児の健康保持に影響がある場合、勤務時間内に休息や捕食が行えます。
通勤緩和	通勤を利用する交通機関の混雑の程度が、母胎又は胎児の健康保持に影響がある場合、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日において1時間を超えない範囲で勤務しないことができます。勤務しない期間はみなし労働時間となります。

出産

制度名	制度の概要
産前休暇	出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては14週間前)から産前休暇を取得することができます。
産後休暇	出産後8週間は母体保護のために就業してはなりません。ただし、産後6週間を経過し、医師が支障ないと認められた場合は早期復帰が可能です。
配偶者出産休暇	妻の出産に伴う入院もしくは退院の際の付き添い、出産時の付き添いのために、最大2日間の特別休暇を取得することができます。
配偶者出産育児休暇	生まれた子への授乳・付き添い、上の子供の保育園への送迎等のために、産前6週間前～産後8週間の期間において最大5日間の特別休暇を取得することができます。

育児

制度名	制度の概要
育児休業	子が3歳に達するまで(誕生日の前日まで)育児休業をすることができます。
出生時育児休業	原則として、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までのうち4週間(28日)以内、育児休業をすることができます。
保育時間	1歳に達しない子を育てる教職員は、1日2回・各々30分以内の時間(教職員以外の親が同じ日に保育時間を取り扱う場合は、2人の取得合計が1日あたり60分以内の時間)特別休暇を取得することができます。2回連続で取得することもできます。取得時間帯についての制限はありません。
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員が、子を看護(傷病の子の世話、予防接種、健康診断受診)するために取得できる休暇です。 *取得できる日数 ・対象となる子が1人の場合：1年度に5日を限度として取得可能 ・対象となる子が2人以上の場合：1年度に10日を限度として取得可能
育児短時間勤務	子が小学校就学始期に達するまでの間、育児のために短時間勤務をすることができます。
早出遅出勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員や、小学校就学後も学童保育に通う小学生の子の送迎がある教職員は、1日あたりの勤務時間を変更することなく、始業・終業の時間を変更することができます。
時間外労働及び休日労働の免除	3歳に満たない子を養育する教職員は、時間外労働の免除・休日労働の免除を請求できます。
時間外労働の制限	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員は、時間外労働の制限(1月24時間、1年150時間以内)を請求できます。

深夜労働の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員は、深夜(午後10時～午前5時)の労働の制限を請求できます。

介護

制度名

制度の概要

介護休業

要介護状態にある対象家族を介護するために休業することができる制度です。

対象家族1人につき1つの要介護状態ごとに、3回を上限とし、通算186日まで取得できます。

介護休暇

要介護者の対象家族を介護する教職員が、介護その他の世話（介護、通院などの付き添い、介護サービスの適用を受けるために必要な世話）をするために取得できる制度です。

* 取得できる日数

・要介護状態の家族が1人の場合：1年度に5日を限度として取得可能

・要介護状態の家族が2人以上の場合：1年度に10日を限度として取得可能

早出遅出勤務

要介護状態の家族の介護をする教職員は、1日あたりの勤務時間を変更することなく、始業・終業の時間を変更することができます。

時間外労働及び休日労働の免除

要介護状態の家族の介護をする教職員は、時間外労働の免除・休日労働の免除を請求できます。

時間外労働の制限

要介護状態の家族を介護する教職員は、時間外労働の制限（1月24時間、1年150時間以内）を請求できます。

深夜労働の制限

要介護状態の家族を介護する教職員は、深夜（午後10時～午前5時）の労働の制限を請求できます。

その他の休暇等

制度名

制度の概要

結婚休暇

結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のための休暇です。原則結婚の日の5日前から結婚の日の1月後までの期間内の連続する5日の範囲内の期間の休暇を取得することができます。

配偶者同行休業

勤務や修学等のため6か月以上継続して外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と生活を共にするために、3年を超えない範囲で休業することができる制度です。

ボランティア休暇

教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、社会に貢献する活動（親族に対する支援となる活動を除く）を行う場合、1事業年度において5日の範囲内の期間の休暇を取得することができます。

不妊治療休暇

教職員が不妊治療を受ける場合、1事業年度において5日の範囲内の期間の特別休暇が認められます。体外受精及び顕微授精に係るものはさらに5日が加算されます。

ワークライフバランス休暇

教職員が子供の学校行事や家族行事への参加、自己研鑽及び健康増進などワークライフバランスを充実させるため、1事業年度において3日の範囲内の期間の休暇を取得することができます。

共済組合

制度名

制度の概要

共済掛金免除申出

育児休業中の組合員は、掛金免除申請書により申出をしたときは、育児休業を開始した日の属する月から、その育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの掛金が免除されます。また、休業開始月中に14日以上の育児休業を取得した場合、取得した月の掛金が免除されます。賞与の掛金は支給月の末日を含んだ1か月超の育児休業を取得した場合に限り免除されます。産前産後休暇中についても掛金免除申請書を提出することにより産前産後休暇中の掛金が免除されます。

出産費・附加金請求

組合員又はその被扶養者が出産したときは、出産費などが支給されます。
※出産に係る出産費等の医療機関等への直接支払制度及び受取代理制度が実施されています。この制度は医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的な負担の軽減を図るもので

被扶養者の申告

被扶養者の認定は、その事実が発生した日から30日以内に共済組合に「被扶養者申告書」を提出すれば、その事実の発生した日から認定されます。
なお、被扶養者申告書を提出する際は、扶養に入れる子のマイナンバーの届出もしてください。

3才未満の子を養育する旨の申出

3歳未満の子を養育している組合員が、育児短時間勤務や超過勤務手当の減少等で報酬額が低くなつたことにより、将来の年金の給付額が低くなることを避けるための制度です。8歳に満たない子を養育する組合員の標準報酬の月額が低下した場合、申出により従前の標準報酬の月額をその期間の標準報酬の月額とみなして年金額を計算します。

雇用保険

制度名

制度の概要

育児休業給付金

1歳未満（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合については最長で2歳に達するまで）の子を養育するための育児休業を行う場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受けることができます。

出生時育児休業給付金

出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までのうち4週間（28日）以内の子を養育するための育児休業を行う場合に、一定の要件を満たすと出生時育児休業給付の支給を受けることができます。

介護休業給付金

要介護状態にある家族を介護するために介護休業をした場合に、一定の要件を満たすと介護休業給付の支給を受けることができます。

託児支援制度

制度名

制度の概要

託児利用料補助事業

病児・病後児保育や休日勤務などのために本学教職員が自身で選んだ託児サービスを利用した場合に、対象となる子1名につき年度中2万円を上限として利用料の半額を補助する制度です。

ベビーシッター派遣事業割引券

所定のベビーシッターサービスを利用した場合に、内閣府の委託を受けた公益社団法人全国保育サービス協会が発行する割引券により、1日（回）の利用料金から割引が受けられます。

その他

制度名

制度の概要

旧姓使用

希望する方は、所定の手続きにより、旧姓を使用することができます。

代替教員の配置

産前産後休暇、育児休業及び配偶者同行休業を取得する場合は、現在の職務を代替する教員として、任期付常勤教員又は非常勤講師を採用することができます。

扶養手当

扶養親族を有する教職員に支払われる手当で、教職員が扶養親族を有することにより生ずる生計費の増加を補助する趣旨の手当です。

住民税普通徴収への切替

育児休業取得に際し、給与からの住民税控除が出来なくなった対象月より普通徴収（納付書による本人納付）への切替手続を行います。大学での処理のため本人による手続は不要です。

復職時に扶養控除申告書を提出することにより、年末調整の際に、給与について、扶養控除を含めたさまざまな控除が受けられます。なお、自身の税扶養とする扶養親族がいる場合はあわせて申告します。
育児休業中の方でも対象の年（1月から12月）に大学からの給与支給があった場合には年末調整の対象となります。

年末調整